

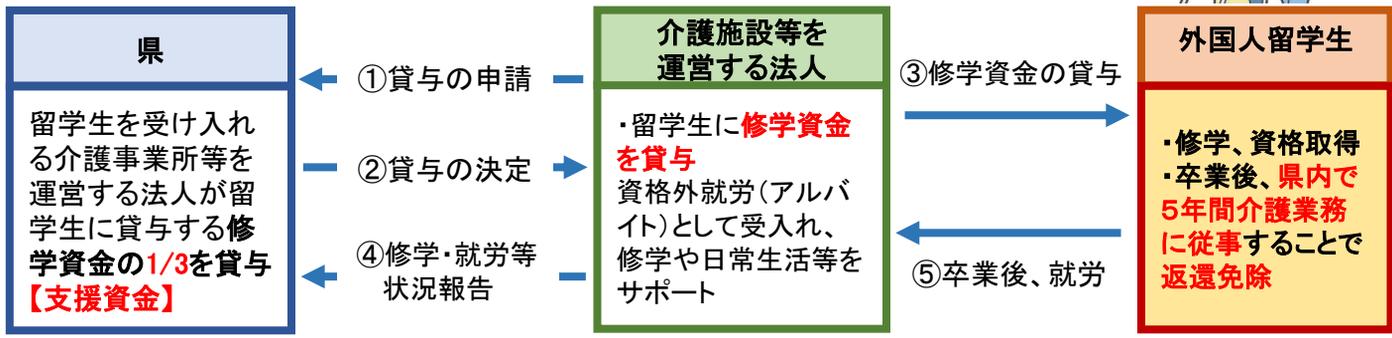
令和7年度奈良県介護従事者確保のための 外国人留学生修学支援資金貸与先法人募集について

奈良県では、修学資金の貸与によって外国人留学生の介護福祉士資格取得を支援している県内の介護サービス事業者に対し、その費用の一部を県から事業者に貸与する制度を実施しています。このたび、今年度の貸与先法人下記のとおり募集します。

※令和2年度以降の日本語教育機関又は介護福祉士養成施設に入学する留学生から対象



1 手続きの流れ



2 貸付対象者

介護福祉士の資格取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、修学期間中の生活費等を貸与するものであって、県内で、介護保険法に規定する下記のいずれかの事業所等を3年以上適正に運営し、3年以上実務に従事した介護福祉士を配置している法人

| 区分 | サービス種別 |
|-----------|--|
| 介護保険施設 | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 |
| 居宅サービス | 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護 |
| 地域密着型サービス | 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |

3 貸付対象経費等

法人が留学生に貸与する修学資金の区分ごとにそれぞれの額の1/3を貸与（千円未満切り捨て）

| | 区分 | 貸与上限額 | 貸与時期 |
|----------------------------|-----------------|-----------------------------------|------------|
| 日本語教育機関 (1年間) | 居住費等生活費 (※1) | 1万6千円or3万3千円(月額) ※貸与初月に限り3万3千円 | 当該年度 |
| | 学費(※2) | 1万6千円(月額) | 当該年度 |
| 介護福祉士 養成施設 (正規の修学期間) | 居住費等生活費 (※1) | 1万6千円or3万3千円(月額) ※貸与初月に限り3万3千円 | 当該年度 |
| | 入学準備金 (※3) | 6万6千円(1回限り) | 養成施設入学の前年度 |
| | 就職準備金 (※3) | 6万6千円(1回限り) | 養成施設卒業年度 |

(※1)民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱水費等日常生活等で継続的に生じる経費

(※2)授業料、入学料その他の日本語教育機関における修学に要する経費

(※3)奈良県社会福祉協議会が実施している「介護福祉士修学資金」内の入学準備金、就職準備金との併用は不可(居住費等生活費については本制度のみの区分であるため、「介護福祉士修学資金」との併用可)

4 申請先

宛 先：〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県福祉医療部医療・介護保険局 地域包括支援課 福祉人材確保・育成係
電 話：0742-27-8039
メール：fukushi-jinzai@office.pref.nara.lg.jp

5 申請書等

＜令和7年度に入学する留学生の新規申請に必要な書類＞

- ・第1号様式 支援資金貸与申請書
- ・第2号様式 留学生修学支援計画書
- ・法人と留学生間での修学資金貸与契約書（写）
- ・入学する事が確認できる書類の写し（合格通知書等）
- ・法人が留学生に対し入居に係る初期費用の貸与を行ったことがわかる書類（該当がある場合）

申請期限：令和7年3月14日（金）

＜令和6年度以前に申請済の留学生について、継続申請に必要な書類＞

- ・別紙1 支援資金貸与申請内容確認書
- ・第2号様式 留学生修学支援計画書（令和6年度から変更が生じた場合のみ）
- ・令和7年度の在学が確認できる書類の写し（在学証明書等）

申請期限：令和7年4月 4日（金）

■制度の概要及び申請に必要な様式は、当課ホームページにも掲載しています。

（ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/54122.htm>）

6 留意事項

- 令和2年度以降に日本語教育機関又は介護福祉士養成施設に入学する留学生に対して貸与する修学資金が対象です。
- 予算の範囲内で貸与の決定を行います。
【今後の予定】
 - ・貸与の決定を受けた後、支援資金の交付請求書（第4号様式）をご提出いただきます。
 - ・提出いただいた交付請求書に基づき、支援資金を交付します。
- 申請にあたっては、留学生が介護福祉士養成施設を卒業後、奈良県内に所在する介護事業所又は施設において、5年間（過疎地域にあっては3年間）就労する意思があることを確認してください。
- 外国人留学生と修学資金の貸与にかかる契約書等を締結してください。
- 法人が支援資金の貸与を受けると、修学資金を貸与する留学生の個人情報を県に情報提供する必要があります。このため、あらかじめ留学生から、当該留学生に係る個人情報の県への提供に関する同意を得ていただくことをお勧めします。
参考様式：「個人情報の奈良県への提供に関する同意書」はホームページ上に掲載しています。
- 「奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例」第8条に規定する事由に該当することとなった場合は、支援資金を返還していただくこととなります。

《問い合わせ先》

奈良県 福祉医療部医療・介護保険局 地域包括支援課 福祉人材確保・育成係
電話：0742-27-8039